

「ふじのくに」静岡県の文化芸術活動を、より多くの人たちへの体験と、さらなる未来への発展につなげていく事業活動を応援します。

平成30年度 ふじのくに文化プログラム推進事業 補助金

募 集 案 内

募集締切

平成30年 **3月31日(土)** まで必着

説明会 開催

補助金のメニューについて担当者が詳しく説明します。

日時：平成30年2月24日(土) 10:00～

場所：グランシップ 9階 903会議室

※事前申込制…お申し込みの方は裏面の申し込み先までご連絡ください
(電話・FAX・メールいずれか)

補助金情報HP

<http://www.shizuoka-cf.org/jigyo/fujinokuni.html>

静岡県文化財団 補助金

検索

公益財団法人静岡県文化財団

申請からの流れ

注意事項 対象事業・活動により流れが違いますので、ご注意ください。



重視するポイント

採択にあたっては下記の点を重視します。

重点1

「多くの人々の参画」
なるべく多くの方々に文化芸術に触れる機会を提供する取組

重点2

「静岡県の文化芸術の発展と継承」
静岡県の芸術文化活動をより発展させ、次世代に継承していく
取組(発展性、継続性)

重点3

「県内外、国内外への発信」
活動価値を、県内外、国内外へ発信していく取組

申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、郵送にて下記までお送りください。

申請を希望される場合には当財団ホームページ(<http://www.shizuoka-cf.org/>)から申請用紙をダウンロードの上、ご提出ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●申し込み・お問い合わせ

公益財団法人静岡県文化財団 総務課

〒422-8019 静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号 TEL.054-203-5710 FAX.054-203-5716
E-mail info@granship.or.jp



ふじのくに芸術回廊とは…
県内に数多くある文化資源や文化活動を再認識し、文化力を向上させることにより、県内各地で文化の花が咲き、内外から憧れられる地域となること。

補助金メニュー

注意事項 ●複数のメニューを申請することはできません。いずれか1つを選択してください。●詳細は交付要綱をご確認ください。

	事業補助	団体補助	
		「ささえる」活動団体の自立に向けた活動	しずおかの文化芸術団体のステップアップ活動
補助対象事業・活動	<p>■要綱の主旨に資すると認められる下記に掲げる3つの事業</p> <p>■事業採択にあたり、事業内容の他、主旨で示す要素「あらゆる人々の参画」「当県の文化芸術の発展と継承」「文化芸術活動における県内外、国内外への発信」を重視する。</p> <p>①住民参加型自主企画事業 <small>(ア)市町に伝わる遺跡、習俗、民話、歴史等あるいは特産物を素材として仕立てられる文化事業。 (イ)教育や福祉など文化以外の分野と連携して企画実施することで、地域社会に活力をもたらす事業。 (ウ)新たに地域に創造される文化事業であって、地域を越えてアピールできる住民参加型の手づくり事業。</small></p> <p>②広域的芸術文化事業 <small>(ア)全国大会、ブロック大会等の開催及び全国規模の大会等への県を代表する(準ずるものを含む)参加活動。 (イ)全県的な規模で開催する(準ずるものを含む)公演、展示、出版等の芸術文化活動。</small></p> <p>③国際文化交流事業 <small>(ア)県内において、外国の文化活動団体と共同で行う合同公演及び海外作品を含む合同展示等。 (イ)海外で行われる公演、展示、コンテスト等の文化事業で、国際交流できるもの。</small></p> <p>※ただし、次の事業は原則として補助の対象としない。 ・営利、チャリティを主たる目的とする事業 ・学術的な会合 ・個展、会員展、クラブ発表会等の開催、会員誌・同人誌等の発行 ・団体の自力で実施可能な事業</p>	<p>■要綱の主旨に資すると認められる、「ささえる」活動を主たる目的としている団体に おいて、その組織の自立に繋がる投資的な活動。</p> <p>■事業採択にあたり、事業内容の他、主旨で示す要素「あらゆる人々の参画」「当県の文化芸術の発展と継承」「文化芸術活動における県内外、国内外への発信」を重視する。</p>	<p>■舞台芸術をはじめとする文化活動の分野において、静岡県を代表し、全国または世界において活動できる文化芸術団体の育成に繋がり、また要綱の主旨に資すると認められる投資的な活動。</p> <p>■事業採択にあたり、事業内容の他、主旨で示す要素「あらゆる人々の参画」「当県の文化芸術の発展と継承」「文化芸術活動における県内外、国内外への発信」を重視する。</p>
補助対象者	<p>■県内に活動拠点を置き、文化活動を実施する個人又は団体</p> <p>※ただし以下に該当するものは除く。 ・地方公共団体 ・文化施設の経営を目的とする個人及び団体 ・文化活動を専業とする個人 ・会社その他の営利団体 ・文化活動以外の活動を主たる目的とする団体 ・学校の文化サークル</p>	<p>■県内に活動拠点を置き、地域の文化事業を「ささえる」活動を主たる目的とする団体</p> <p>※ただし以下に該当するものは除く。 ・地方公共団体 ・文化施設の経営を目的とする団体</p>	<p>■県内に活動拠点を置き、文化活動を主たる目的とする団体</p> <p>※ただし以下に該当するものは除く。 ・地方公共団体 ・文化施設の経営を目的とする団体</p>
補助額	<p>■1事業に対し、30万円を上限とし、10万円を下限とする。(単年度助成)</p> <p>※補助対象経費の合計額から他の収入を控除した自己負担額の1/3以内で、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。</p>	<p>■30万円を上限とし、10万円を下限。(複数年度助成)</p> <p>※補助対象経費に対し、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。また補助額は最終年度に初年度の1/2になるよう翌年度以降同割合で逡減していき、毎年状況を確認し、補助を継続するか否か判断する。</p>	<p>■30万円を上限とし、10万円を下限。(複数年度助成)</p> <p>※補助対象経費に対し、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。また補助額は最終年度に初年度の1/2になるよう翌年度以降同割合で逡減していき、毎年状況を確認し、補助を継続するか否か判断する。</p>
補助対象経費	<p>■上記①②③共通</p> <p>事業に要する費用(人件費等団体の経常的な運営費を除く) ・出演料、謝金、旅費 ・賃借料(会場、設備使用料を含む) ・舞台等制作費 ・印刷、広告、宣伝費 ・通信、運搬、発送費 ・その他必要と認める経費 (飲食、パーティ、懇親会関係費を除く)</p> <p>■上記③のみ</p> <p>外国文化団体の県内滞在費(渡航費用を除く)及び海外公演等に要する経費(観光経費は除く)</p>	<p>■組織の自立のための投資的活動に要する費用(以下に例示)</p> <p>①人材確保・育成 ◇人材募集に係る経費……………・広報費等 ◇研修等に係る経費……………・研修参加のための参加費・旅費等 ・講師、指導者等への謝金・旅費等 ・研修用会場費等</p> <p>②運営ノウハウ獲得 ◇研修、視察等に係る経費……………・研修参加のための参加費・旅費等 ・視察のための旅費等</p> <p>③資金調達 ◇資金調達に関わる経費……………・寄付金等の調達に関する経費 ・助成金等の申請に関する経費 ※消耗品、備品等の購入費は対象外</p>	<p>■ステップアップのための投資的活動に要する費用(以下に例示)</p> <p>①人材育成 ◇研修等に係る経費……………・研修参加のための参加費・旅費等 ・講師、指導者等への謝金・旅費等 ・研修用会場費等</p> <p>②活動基盤強化 ◇人件費補填……………・派遣されたスタッフの人件費(代替員も含む)等 ◇資金調達……………・寄付金等の調達に関わる経費等 ◇情報管理……………・顧客情報管理に関わる経費等 ◇調査・研究開発……………・マーケティング等調査に関わる費用等 ・経営・事業分析等に関わる費用等</p> <p>③広報活動 ◇広報の導入・強化……………・HP等の制作等 ・PR用パンフレット等 ※消耗品、備品等の購入費は対象外</p>
補助回数	<p>■年度内は1団体につき1事業1回。</p> <p>■継続的に行われる事業については3回まで。ただし、5年、10年などの記念事業はこの限りではない。</p>	<p>■年度内は1団体につき1回(原則3年間)。</p> <p>※ただし、2回目以降は支援対象活動終了後とし、過去の実績等も勘案し決定。</p>	<p>■年度内は1団体につき1回(原則3年間)。</p> <p>※ただし、2回目以降は支援対象活動終了後とし、過去の実績等も勘案し決定。</p>
募集締切	<p>■定期募集</p> <p>申込期限 前年度の3月31日</p>	<p>■定期募集</p> <p>申込期限 前年度の3月31日</p>	<p>■定期募集</p> <p>申込期限 前年度の3月31日</p>
その他	<p>■外部審査員を含めた審査を実施</p> <p>■事業実施前後のヒアリング、調査の実施</p> <p>■文化プログラムの動きに合わせ見直しを実施</p>		